

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年4月11日同意した。

平成19年4月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土 地 改 良 事 業 名
東かがわ市	団体営中山間地域総合整備事業（ほ場整備事業）引田南部地区（川西団地）
〃	基盤整備促進事業（ほ場整備事業）小海地区荒井団地
さぬき市	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）石神池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）花の山池地区